



ほっとサロンを始める前に



R5.4月 高齢福祉課改訂

● ほっとサロンの内容について（実施要綱より抜粋）

目的は

- ・高齢者の社会参加の促進を図り、健康寿命の延伸に寄与する。

主な活動内容は

誰もが気軽に参加できるものであって、次の各号のうち2項目以上を実施してください。

- ①交流・ふれあいの場の運営のための事業（お茶飲み 等）
- ②教養・娯楽に関する事業（カラオケ、健康マージャン 等）
- ③スポーツに関する事業（輪投げ、ゲートボール、グラウンドゴルフ 等）
- ④介護予防に関する事業（健康体操、健康講座 等）
- ⑤その他市長が必要と認める事業

※特定の内容に限らず、誰でも気軽に参加して楽しめる内容で実施できること。

特に、スポーツや専門的な趣味の活動を主な活動内容にしたいと考えている団体については、それらを行うことが困難な身体状況の高齢者等も参加できるような運営をしてください。（お茶飲みや簡単な体操等を実施する活動日も設けたり、お茶飲みだけの参加ができるようにしたりする 等）

活動回数は

月に1回以上（1回につき2時間以上）

活動場所は

地域住民が利用しやすい自治公民館や居住者のいない家屋（空き家等）

※ 事業実施に適切か（特に空き家等の場合、所有者から使用許可をいただいているか等）の確認をさせていただくことがあります。安全に活動できることをよく確認し、事前に高齢福祉課へ相談をお願いします。

利用金額は

無料または低額の負担金。ただし、食事等は実費負担です。

補助条件について

- ・適切に事業を実施できる自治会、ボランティア団体、老人クラブ等であること。
- ・特定の個人や団体に利益をもたらさないこと。
- ・地元広報、チラシ、回覧板、掲示、単独のHP等で広く参加者募集を行うこと。
内容：①サロン名 ②日時 ③場所 ④内容 ⑤利用者負担の有無と金額 等

※利用者負担は、実費負担であることが分かるように記載。年会費等とはしない。

- おおむね3か月以上の試行期間を設け、3回以上実施し、その活動について市に報告していること。

● 事業開始期間

事業開始は、4月、7月、10月、1月の年4回です。

- 補助額 1回あたり2,500円です。年度内の最大額は以下の通りです。

開始時期	4月	7月	10月	1月
最大額	60,000円	45,000円	30,000円	15,000円

【よくある質問】

Q. 補助金はどんなことに使ったらいいの？

A. サロンとしての活動に使うお茶菓子代や消耗品代、保険代、通知のコピー代等に使えます。迷ったときには、高齢福祉課へ相談してください。

Q. 補助金はどうやって受け取るの？

A. ほっとサロン用の口座へのお振込みか市役所等での現金お渡しとなります。口座振込の場合、ほっとサロンとしての会計が分かりやすいように、できるだけ専用口座を作っていただくことをお願いしています。

Q. 自治会から補助金をもらってもいいの？

A. ほっとサロン単体としての収支が予算書・決算書に明記されていれば、自治会等の他の団体から、運営に必要な費用の補助を受けることができます。

Q. 利用できるのは、地域の高齢者だけ？

A. 鹿沼市民の高齢者が対象なので、地域外からの高齢者も利用できます。

● 新規事業開始までの流れ

- ① 高齢福祉課に相談する。
- ② 開始届を提出する。(12月末、3月末、6月末、または9月末まで)
- ③ 試行期間として活動する。(3ヶ月間)
- ④ 試行期間の実施状況について報告書等の書類を提出する。

【提出書類】

- 試行期間活動報告書
- 実施結果報告書
- 活動周知のために作成・配布した通知やチラシ
- 事業内容のわかる写真やパンフレット等(任意)
- 使用貸借契約書等の写し ※公共用施設(自治公民館等)以外で活動する団体のみ

- ⑤ 報告書等の審査を受け、補助の是非が決定される。
- ⑥ 申請書等を提出する。(4月、7月、10月、1月)
- ⑦ 補助金の支払いを受ける。

【担当課】

鹿沼市 高齢福祉課

1階4番窓口

電話：63-2288